

令和8年度(2026年度)熊本県医薬品卸物価高騰対策支援金交付要項

(趣旨)

第1条 熊本県医薬品卸物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）事業の実施については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(目的)

第2条 知事は、エネルギー価格等の物価高騰の影響を受けて費用が増加している医薬品卸（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第25条第3号に定める許可を受けた者をいう。）の負担軽減を図り、将来に亘り安定的な医療提供体制を確保することを目的として、予算の範囲内において、支援金を交付するものとする。

(交付対象者)

第3条 この支援金の交付対象者は、令和8年(2026年)3月31日において、熊本県内で医薬品卸の許可を受けた施設（令和7年(2025年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日までの全期間において事業を休止している施設を除く。）を開設し、次の各号に掲げる要件を全て満たすものであって、かつ、今後も事業を継続する意思を有する者とする。

- (1) 薬価基準に記載されている医療用医薬品を取り扱う医薬品卸であること。
- (2) 医薬品倉庫面積（医薬品卸の許可に係る医薬品倉庫の面積）がおおむね100m²以上であること。

(対象経費等)

第4条 この支援金は、令和7年(2025年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日までの間に交付対象者が支出した光熱費、燃料費の物価高騰に係る上昇分（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を対象とし、別表に定める額を交付する。

ただし、令和7年(2025年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日までの期間中、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年10月18日告示第811号）に基づく指名停止を受けた期間がある場合には、この期間に相当する額（日割り按分）を除くものとする。

(交付の申請、請求)

第5条 交付対象者がこの支援金の交付を希望する場合は、様式1に定める申請書により、知事が別に定める期日までに交付申請を行うものとする。

2 規則第16条に規定する支援金の請求は、前項に定める申請書の提出をもって行われたものとする。

3 第3条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付対象としない。

- (1) 交付対象者及び交付対象施設の役員又は使用人が、暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）に規定する暴力団又は暴力団員等

(2) 交付対象者が、業務上の行為により法令に違反し、令和7年(2025年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日までの間に、法令に基づく行政処分を受けた者

(交付の決定)

第6条 知事は、交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに交付の決定をし、その金額を支払うとともに、規則第6条の規定に基づき様式2によりその決定の内容を申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 規則第5条第1項第3号に定めるその他知事が必要と認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 支援金に係る証拠書類等の管理については、収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、証拠書類を整理し、当該帳簿等及び証拠書類を支援金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (2) 支援金の交付を受けた後に、交付対象者の要件に該当しないことが明らかとなった場合又は偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたと知事が認める場合には、交付された支援金を返還しなければならない。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過する日までとする。

(実績報告、支援金の額の確定)

第9条 この支援金は、第5条第1項に定める申請書の提出をもって実績報告書の提出に代え、第6条に定める交付の決定をもって額を確定したものとみなす。

(交付決定の取消し)

第10条 知事は、交付対象者が、支援金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又は知事の命令若しくは指示に違反したときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、交付すべき支援金の額を確定した後においても適用があるものとする。

3 知事は、第1項の規定による取消しをしたときは、規則第17条第4項の規定に基づき様式3により申請者に通知し、既に支援金の交付を行っている場合は全部若しくは一部の返還を求めるものとする。

(検査及び報告)

第11条 知事は、この支援金の適正な支出のため、必要に応じて交付対象者に対し、検査、報告その他必要な措置を求めることができる。交付対象者は、検査及び報告等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

(不当利得の返還)

第12条 知事は、支援金の交付を受けた後に、交付対象者の要件に該当しないことが明らかとなった者又は偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けた者に対して、交付を行った支援金の返還を命ずるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 支援金の給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第14条 その他必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要項は、令和8年(2026年)3月6日から施行する。

【別表】

光熱費①（倉庫面積 1 m ² あたり）	燃料費②（車両 1 台あたり）
250円	15,000円